

福岡県公報

平成23年8月8日
第3289号

目次

告示(第1312号-第1322号)

- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 3

公告

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 3

告示

福岡県告示第1312号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法54条第4項の規定により公告する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市立花町北山 (立花地区小倉谷換地区)	平成23年7月28日

福岡県告示第1313号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法54条第4項の規定により公告する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市立花町北山 (立花地区北山Ⅱ換地区)	平成23年7月28日

福岡県告示第1314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
那珂	県道	筑紫野線	前	筑紫野市大字吉木2385番7先から 筑紫野市大字吉木2577番1先まで	12.5 ～ 31.0	825.0
			後	筑紫野市大字吉木2385番7先から 筑紫野市大字吉木2577番1先まで	9.9 ～ 31.0	825.0

福岡県告示第1315号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
田川市、宇美町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、添田町、川崎町、荻田町、吉富町、築上町	平成23年8月23日から 平成24年3月31日まで

福岡県告示第1316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級水準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区ほか	平成23年3月31日

福岡県告示第1317号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
直方市南部地域	平成23年6月29日から 平成24年1月23日まで

福岡県告示第1318号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区蒲生1丁目地区	平成23年7月1日から 平成23年7月15日まで

福岡県告示第1319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成23年6月27日から 平成23年9月30日まで

福岡県告示第1320号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区塩屋外	平成23年7月1日から 平成23年7月20日まで

福岡県告示第1321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

朝倉市東部地域

平成23年7月6日から
平成23年8月25日まで

福岡県告示第1322号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区片野新町三丁目、東城野町 城野団地の各一部	平成23年5月14日から 平成23年9月30日まで

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成23年8月8日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

飯塚都市計画道路3・4・4号西町天道線

飯塚都市計画道路3・4・7号菰田川津線

飯塚都市計画道路3・5・16号柏木町立岩線

飯塚都市計画道路3・5・18号菰田鶴三緒線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年8月30日 午後7時から9時まで

(2) 場所

立岩公民館第2研究室（A）（飯塚市新飯塚20-30）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 飯塚都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・4号西町天道線	起 点 飯塚市大字西町字出口 終 点 飯塚市大字天道字宇度 主な経過地 飯塚市大字堀池	約4,390 メートル
3・4・7号菰田川津線	起 点 飯塚市菰田西2丁目 終 点 飯塚市大字川津字杉谷 主な経過地 飯塚市大字横田	約5,360 メートル
3・5・16号柏木町立岩線	起 点 飯塚市新飯塚 終 点 飯塚市大字川島字宮ノ表 主な経過地 飯塚市大字川島	約1,110 メートル
3・5・18号菰田鶴三緒線	起 点 飯塚市菰田東2丁目 終 点 飯塚市大字鶴三緒字ヤサシ 主な経過地 飯塚市菰田2丁目	約1,440 メートル

(2) 閲覧

平成23年8月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び飯塚市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成23年8月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申

出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。